

## 令和6年度 親子で考える税金クイズ 回答

Q1.税の制度は、いつの時代からあるのでしょうか？

A. 弥生時代

弥生時代の租税については、「魏志倭人伝」に記載があり、すでに税を集めていたことが記述されています。

その後、飛鳥時代の大化の改新における公地公民や、701年に完成した大宝律令による租・庸・調という税や労務をかける税の仕組みなど、税は歴史の中で、その形を何度も変えてきています。

Q2. 幕末に活躍した人物の中に、今の税務署にあたる役所（郡方）に勤めていたのは、次のうち誰でしょうか？

A. 西郷隆盛

10代後半から約10年薩摩藩の郡方に勤めていました。

Q3.日本の所得税は、明治20年に導入されました。導入当時の別名は次のうちどれでしょうか？

A. 名誉税

所得税は、国家の収入の増加や、農民と商工業者の税負担を公平にすることを目的に導入され、世界で8番目の創設でかなり早いほうになります。

当初は年収300万円以上の人だけが対象でした。その結果、全国で約12万人（当時の人口の約0.3%）と非常に少数であったので、「名誉税」と呼ばれていたそうです。

Q4.昭和17年に、馬に関係した税金が導入されました。次のうちどれでしょうか？

A. 馬券税

競馬の開催者は、馬券税法が施行される前は、売上の11.5%を政府納付金として国に納付し、その残りから馬券購入者に払い戻しを行っていました。

馬券税法が施行されると、この政府納付金の他に、馬券税として売上の7%と払戻金のうち20%を  
国に納付のうることになりました。

現在では、JRAが売上の10%と利益の1/2を国庫に納付しています。

**Q5.税金を負担する人と納税する人が異なる税金を何というのでしょうか？**

**A. 間接税**

間接税としては、消費税や酒税などがあります。また、直接税には、所得税や法人税などが該当します。

**Q6.税金を英語で「TAX」といいますが、別に使われている言い方は何でしょうか？**

**A. DUTY(義務)**

アメリカでは、税金に対する理解が進んでおり、「納税は当然の義務」という意識が定着していることからDUTY（義務）という言葉が日常的に使われています。

**Q7.世界で初めて消費税（付加価値税）を導入した国は、次のうちどこでしょうか？**

**A. フランス**

消費税（付加価値税）はフランスで1954年に初めて導入されましたが、これと同じような税は全世界150以上の国・地域で採用されています。

**Q8.軽減税率の対象とならないものはどれ？**

**A. リポビタンD**

軽減税率（8%）の対象として、飲食料品がありますが、医薬部外品については、軽減税率の対象から除かれます。

リポビタンDについては、医薬部外品ですので、対象から除かれます。

Q9.日本国憲法で定められている国民の三大義務は、「勤労の義務」「教育の義務」と、あと1つは

次のうちどれでしょうか？

A. 税金を納める義務

税金は、国を維持し、発展させていくために欠かせないものです。そこで、憲法により税金を納めることは国民の義務と定めています。

Q10.今年の「税を考える週間」のテーマは次のうちどれでしょうか？

A. これからの社会に向かって

国税庁では、国民の皆様にも租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から11月17日までの1週間を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。